

# 外貨預金商品ラインナップ

## 【外貨普通預金】

外貨普通預金は、外国通貨建ての期間の定めない預金です。

### ■商品の概要

商 品 名	外貨普通預金
商 品 概 要	外国通貨建ての、期間の定めのない預金です。
預 金 保 険	外貨預金は預金保険の対象外です。
販 売 対 象	法人および個人のお客さま
期 間	期間の定めはありません。
預 入	(1) 預入方法 随时お預け入れいただけます。  (2) 最低預入額 1通貨単位  (3) 預入単位 1補助通貨単位まで預入可能  (4) 預入通貨 米ドル、ユーロ、オーストラリアドル、ニュージーランドドル
払 戻 方 法	随时払い出し
利 息	(1) 適用利率 市場金利の動向に応じて決定し、店頭に表示します。  (2) 利 払 方法 毎年2月と8月の当金庫所定の日を利息決算日として、決算日までの利息を翌営業日に預金残高に組み入れます。  (3) 計算方法 毎日の最終残高について、付利単位を1通貨単位とした、1年を365日とする日割計算。
税 金 に つ い て	・利子所得は法人のお客さまは総合課税、個人のお客さまは源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。 ※1 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が付加されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ※2 税制改正により、法人のお客さまがお受け取りをされる預金利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。 ・お利息はマル優の対象外です。 ・為替差益への課税 (法人のお客さま) 総合課税 (個人のお客さま) 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。 ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 詳しくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申しあげます。
手 数 料 お よ び 適 用 相 場	お預け入れ・お引き出し方法により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。詳しくは後記「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。
付 加 で き る 特 約 事 項	ございません。
お 問 い 合 わ せ 先	店頭までお問い合わせください。
当 金 庫 が 対 象 業 者 と な っ て いる 認 定 投 資 者 保 護 団 体	当金庫が対象業者となっている認定投資者保護団体はございません。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	この預金については通帳を発行いたしません。この預金の取引明細は、当金庫が作成する照合表(ステートメント)に記載して交付します。なお、月中に取引が発生しない場合は、照合表は発行いたしません。